

議案第 号

議決事項の一部変更について

令和2年12月議会において議決を得た財産の取得について（議案第110号）、次のとおりその一部を変更することについて議決を求める。

4取得金額中「693,990,000円」を「726,818,950円」に変更する。

令和3年 月 日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

市立小学校及び中学校の児童・生徒用情報端末等の取得金額を変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出します。

資 料

議決事項の一部変更について

1 変更内容

(1) オフィス等ライセンスの購入

説明 G I G Aスクール専用の児童生徒数分のオフィス等ライセンスを購入する。

金額 25,410,000円

(2) 学習用コンピュータ機器の追加購入

説明 児童生徒数増のため、追加端末の購入が必要になったため、新たに60台購入する。

金額 5,933,400円

(3) クラウド共有フォルダ作成・設定

説明 授業で活用する資料やワークシートを保存したり、児童生徒の作品や文書を提出したりする共有フォルダを作成・設定する。

金額 1,485,550円

2 取得金額の変更

取得金額693,990,000円に

(1) オフィス等ライセンスの購入費用として、 25,410,000円

(2) 学習用コンピュータ機器の追加購入費用として、 5,933,400円

(3) クラウド共有フォルダ作成・設定費用として、 1,485,550円

を追加し、富士見市立学校学習用コンピュータ機器等購入費用を

726,818,950円に変更する。